

平成12年7月26日

長岡京市長 今井民雄様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 伊藤公一

諮問事項に関する答申

平成12年6月7日付け12長企市第17号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について、意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく個人情報の外部提供
 - (1) 介護保険事業に係る認定調査票及び主治医意見書の関係機関への外部提供について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 2 - 4	答 申 日	平成12年7月 26日
審 議 件 名	[個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供] 介護保険事業に係る認定調査票及び主治医意見書の関係機関への外部提供について		
審 議 日	平成12年6月7日 ・ 7月6日		
内 容			
<p>本件は、要介護認定を受けるにあたり、対象者の心身の状況等を記録した認定調査票と主治医の意見書及び介護認定結果を、関係機関（主治医、認定調査員、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）、居宅サービス事業者、介護保険施設）に外部提供しようとするもので、個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく外部提供事項として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケアマネジャーに対する認定調査票・主治医意見書の提示について ○ 居宅サービス事業者・介護保険施設に対する認定調査票・主治医意見書の提示について ○ 主治医、認定調査員に対する要介護認定結果の提示について <p>の3項目について活発に議論し、様々な意見が交わされた。</p> <p>厚生省の見解としては、介護保険（要介護認定等）申請書の同意欄に署名があれば、関係機関に要介護認定にかかる調査内容、主治医意見書等を提示してよいとしている。</p> <p>しかし、本市においては個人情報保護条例の趣旨にのっとり、申請時の同意だけでなく、情報提供が必要な際には再度本人の意思を確認し、提供するケアマネジャーを特定した上で、改めて同意書の提出を求めるという長岡京方式を継続していくべきであるとの意見の一致を見た。</p> <p>ケアマネジャーに提供するにあたっては、個人情報保護措置を明記した誓約書の提出を義務付けるが、複写したものを提供することは差し支えないものとする。</p>			

次に、居宅サービス事業者や介護保険施設への情報提供については本来ケアマネジャーの業務の一環であり、行政からの提供は特に必要性が認められない。

同様に、主治医、認定調査員に対する要介護認定結果の提示についても、個人情報 は本人から直接収集するという個人情報保護の原則にのっとり、本人が主治医等に連絡する方法で対応すべきである。

地方分権が叫ばれる中、介護保険事業において、高齢者の基本的人権が守られる本市独自の手立てを講じられ、それが全国的な基準になるよう期待するものである。